

## 須賀川市商店街にぎわい事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市内の商店会等(以下「商店会等」という。)が商店街にぎわい創出のため自主的に開催する事業等について、予算の範囲内において必要な助成を行うものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる商店会等の要件は、次の名号の一に該当するものとする。

- (1) 商店会連合会又は商店会連合会に加盟している商店会等
- (2) 商店街振興組合、事業協同組合
- (3) その他、市長が商業振興のうえから、特に補助金の交付が適当であると認める商業関係団体等

### (補助対象事業及び補助対象内容)

第3条 補助対象事業及び補助対象内容は別表1及び別表2のとおりとする。(ただし、単なる物品販売事業は除く。)

- 2 年間を通して継続的に行われる事業については、一つの補助対象事業とみなす。
- 3 複数の商店会等が共催する事業については、一つの補助対象事業とし、代表する商店会等に補助するものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする商店会等は、補助金交付申請書(第1号様式)に、以下の各号に掲げる書類を添えて事業開始の1か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 商店会等の名簿

### (補助金交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付の申請があった場合、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその内容、及びこれに条件を付した場合はその条件を付した決定通知書(第4号様式)により、当該商店会等に通知する。

### (事業計画の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた商店会等は、次の名号の一に該当する事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の5分の1以上を変更するとき。
  - (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
  - (3) 事業を中止するとき。
  - (4) 事業実施時期を変更するとき。
- 2 その他、第1号に該当しない事業計画の変更がある場合は、あらかじめ市長に届けなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 商店会等は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類

(事業完了届の提出)

第8条 補助金交付の決定を受けた商店会等は、事業が完了したときは、事業完了届(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了後14日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第8号様式)
- (2) 収支精算書(第9号様式)
- (3) 実施写真及び関係資料

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の事業完了届の提出があった場合は、当該事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか調査し、適合すると認めるときは交付する補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求及び支出)

第10条 補助金の請求は、事業の完了した後に、商店会等が請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取り消し又は返還)

第11条 市長は、補助金交付の決定通知又は補助金の交付を受けた商店会等が次の各号の一に該当する場合は、補助金交付の決定を取消し、若しくは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書、その他の書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の条件、その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(伝統・特定継続事業の認定)

第12条 伝統・特定継続事業の認定を受けようとする商店会等は、伝統・特定継続事業認定申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、伝統・特定継続事業認定の申請があった場合、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めるときは、認定通知書(第13号様式)により、当該商店会等に通知する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 須賀川市商店街活性化イベント事業補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月31日以前に本補助金の交付を受けている事業の補助率等については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	対象事業	補助内容								
		区分	事業費補助 事業費全体に対する補助			広告宣伝事業費補助 事業の宣伝経費に対する補助				
			内容	対象経費		内容	対象経費			
イベント 事業	商店街のにぎわいを創出するイベント事業	補助率	1	1/2	賃金 報償費 旅費 光熱水費 燃料費 食料費(飲酒を含むものを除く) 消耗品費 通信運搬費 保険料 広告料 委託料 使用料 貸借料 原材料費 備品購入費	1	1/1	広告料		
		限度額	イ	50万 円					イベント	30万 円
		終期設定	ベン	3年					ト	3年
伝統・特 定継続事 業	地区の歴史、伝統、文化を活用した商店街にぎわい創出事業 継続的に実施し、商店街のにぎわい定着化をめざす事業	補助率	に	1/2	賃金 報償費 旅費 光熱水費 燃料費 食料費(飲酒を含むものを除く) 消耗品費 通信運搬費 保険料 広告料 委託料 使用料 貸借料 原材料費 備品購入費	1	1/1	広告料		
		限度額	つ	20万 円					つき	30万 円
		終期設定	き	なし						10年
組織支援 事業	商店街情報発信事業	補助率	1	1/2	賃金 報償費 旅費 光熱水費 燃料費 食料費(飲酒を含むものを除く) 消耗品費 通信運搬費 保険料 広告料 委託料 使用料 貸借料 原材料費 備品購入費	1	1/1	広告料		
	商店街イメージアップ事業									
	商店街情報システム整備事業	限度額	50万 円							
	商店街社会貢献事業									
商店街のにぎわい事業の企画実施団体の育成事業	終期設定	5年								

備考 1 国・県等補助金の交付を受ける場合は、国・県等の補助金額を除いた金額にそれぞれの補助率を適用し、限度額以内の金額を補助する。

- 2 イベント事業は、1 イベントの実施ごとに [事業費補助]・[広告宣伝事業費補助] のいずれかを選択する。ただし、いずれを選んでも、補助を受けられる期間は、最長で 3 年とする。

別表 2 (第 3 条関係)

区分	対象事業	補助対象経費	補助率等								
商店街 空き店舗 対策事業	空き店舗賃借料補助 商店街の空き店舗又は空き地を集客力向上のためのコミュニティスペース又は店舗として使用する場合の賃借料を補助する事業	空き店舗又は空き地を休憩地ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場等のコミュニティスペース又は店舗として使用する場合の賃借料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>8/12以内 (県4/12以内) (市4/12以内)</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>6/12以内 (県3/12以内) (市3/12以内)</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>4/12以内 (県2/12以内) (市2/12以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>限度額360万円(月30万円) 県180万円(月15万円) 市180万円(月15万円) 最長3年間</p>	補助率		1年目	8/12以内 (県4/12以内) (市4/12以内)	2年目	6/12以内 (県3/12以内) (市3/12以内)	3年目	4/12以内 (県2/12以内) (市2/12以内)
	補助率										
1年目	8/12以内 (県4/12以内) (市4/12以内)										
2年目	6/12以内 (県3/12以内) (市3/12以内)										
3年目	4/12以内 (県2/12以内) (市2/12以内)										
	空き店舗改修費補助 商店街の空き店舗を集客力向上のためのコミュニティスペースとして使用する場合の改装費を補助する事業	空き店舗を休憩地ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場等のコミュニティスペースに使用する場合の改装工事費(内装及び外装)	<p>補助率2/3以内 (県1/3以内) (市1/3以内)</p> <p>限度額400万円以内 (県200万円以内) (市200万円以内)</p>								

備考 1 県の補助がない場合の市の補助率等は、次のとおりとする。

空き店舗賃借料補助

	1年目	2年目	3年目
補助率	4 / 1 2 以内	3 / 1 2 以内	2 / 1 2 以内

空き店舗改修費補助 1 / 3 以内

市の補助限度額は、賃借料が180万円以内、改装費が200万円以内。

- 2 空き店舗は、商店街区の中に存在し、原則として路面に面した1階の空き店舗とする。ただし、商店会等が必要であると認める場合は、空き家、空き事務所など空き店舗に準ずる建物も対象とすることができる。

また、空き店舗について、1年以上の賃借契約が締結されているものとする。

- 3 空き店舗を商店街の集客力を高めるためのコミュニティスペースとして活用する場合は、次のような例が考えられる。

- (1) いこいの場としての機能 - 休憩所、消費者サービスセンター 等
- (2) 情報発信機能 - 案内所(インフォメーションポット)、テーマ館 等

- 4 空き店舗を店舗として活用する場合の入居業種は、商店街のにぎわい創出に寄与すると認められるもので、原則小売業であるが、商店会等が必要とする業種(理容店、クリーニング店、飲食店等)も対象とすることができる。

新種の業態として、伝統産品の実演販売、農産物直売所、インターネットカフェなど

も対象として考えられる。

ただし、風俗営業については認めない。

当該補助事業は、空き店舗に入居し営業する個別の事業者を支援するものではなく、商店街の魅力向上のために支援するものであるため、事業主体は商店会等とする。

したがって、物件の特定、業種の選定、賃貸借契約、入居者の選定等は事業主体である商店会等がその意志に基づき行うものであること。